

倫理規程

NPO 法人ケアラーネットみちくさ

<前文>

高齢者や障がいを持った人やその人たちの介護を行う家族や近親者が、住み慣れた街で自分らしく暮らすことができ、社会への参加が行えるよう支援する。また介護家族だけでは解決できない介護問題や地域の住民同志が支え合う関係を築いていくことを目的として共助公益法人はもとより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的として、共助活動を担う団体による自律的で創造的な活動を一層推進し、支援していかなければならない。このような認識のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。この活動に係る全ての人は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

NPO法人ケアラーネットみちくさ(以下、法人という。)は、その設立の趣意に基づき、法人の健全なる地域共生社会を目指して、一貫した事業活動を続けていく。

<本文>

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第4条 この法人の役員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 この法人の役員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

い。

(情報開示及び説明責任)

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 この法人の役員または従業員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。活動の成果や課題を共有し、共に考える姿勢を持つようにしなければならない。また本規程及びその他の本法人が定める規程や規則を誠実に遵守し、従業員同士の交流に努め、本法人の成長・発展に寄与しなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 この法人は、必要あるときは、役員理事会がこの規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(誹謗中傷禁止)

第10条 団体従業員は、他の従業員の信用を傷つけたり、不名誉となるような行為を行ってはならない。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、役員理事会の決議を経て行う。

付則 この規定は2020年9月1日から施行する。